## 個別契約

戸籍名で記載

二宮町町長(議会議員)選挙候補者二宮太郎(以下「甲」という。)と株式会社●●レンタル 代表取締役吾妻山次郎(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃 貸借について、次のとおり契約する。

選挙運動期間内であること(11月15日~19日)

- 1 使用車種及び登録番号 小型乗用自動車 湘南○○あ○○-○○
- 2 契約期間 令和 4 年 11 月 15 日 ~ 令和 4 年 11 月 19 日
- 3 契約金額 金 70,000 円 (税込) (内訳 1日につき 14,000 円 (税込) × 5 日間)

## 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

## 5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。